

2025年 8月 政務活動費会計帳簿

会派名 東京・品川からやさしい未来を

月	日	項目名	会派又は 議員名	摘要	収入額	支出額 (総額)	按分	支出額 (按分後)	差引残高	領収書 No.
1		前月繰越						0	443,084	
2	8 5	政務活動費受入			500,000			0	943,084	
3	8 24	事務費	しのはりか	電気・ガス代(8月分)		11,484	50%	5,742	937,342	8 - 1
4	8 27	事務所費	しのはりか	事務所 賃料 9月分(引落手数料440 円含む)		110,440	50%	55,220	882,122	8 - 2
5	8 31	事務費	しのはりか	職員 業務委託費(8月分)		220,000	50%	110,000	772,122	8 - 3
月 計					500,000	341,924		170,962	329,038	3
累 計					2,500,000	2,423,560		1,727,878	772,122	25

2025年度 政務活動費領収書等貼付用紙（東京都議会）

No.8-1

支出日	2025年8月24日(日)	政務活動費 支出額	5,742 円
項目 ○で囲む	<u>調査活動補助費</u> 8 会 議 費 1 人 件 費 9 グループ活動費 2 事 務 所 費 10 政策推進等活動費 ③ 事 務 費 4 交 通 費 広報・広聴活動費 <u>調査・政策立案費</u> 11 広報紙(誌)発行費 12 IP作成・管理費 5 視察・研修費 13 政策広報費 6 調査委託費 14 会 費 7 資料購入・作成費	支払先	東京ガス株式会社
		使用者 (議員名)	篠原里佳
支出 目的	政務活動のため設置する事務所の運営に要する経費		
支出 内容	電気・ガス代(8月分) (具体的な品名等)		
備考	(按分等) 11484円 50%		
領収書等貼付欄 ※ 領収書は重ねて貼付しない。 ※ 領収書が枠からはみ出す場合は別紙に貼る。			

2025年度 政務活動費領収書等貼付用紙（東京都議会）

No.8-2

支出日	2025年8月27日（水）		政務活動費 支出額	55,220 円
項目 ○で囲む	<u>調査活動補助費</u> 1 人件費 ② 事務所費 3 事務費 4 交通費 <u>調査・政策立案費</u> 5 視察・研修費 6 調査委託費 7 資料購入・作成費	8 会議費 9 グループ活動費 10 政策推進等活動費 広報・広聴活動費 11 広報紙（誌）発行費 12 HP作成・管理費 13 政策広報費 14 会費	支払先	株式会社エレマックス
			使用者 （議員名）	篠原里佳
支出 目的	政務活動のため設置する事務所の運営に要する経費			
支出 内容	事務所 賃料（9月分）		（具体的な品名等）	
備考	引落手数料440円を含む		110440円	50%
7-08-27 (インサイト) 自払 110,440 領収書等貼付欄 ※ 領収書は重ねて貼付しない。 ※ 領収書が枠からはみ出す場合は別紙に貼る。				

2025年度 政務活動費領収書等貼付用紙（東京都議会）

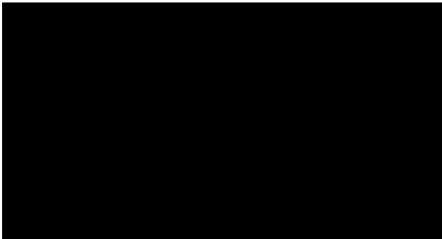
No.8-3

支出日	2025年8月31日(日)	政務活動費 支出額	110,000 円
項目 ○で囲む	<u>調査活動補助費</u> 1 人件費 2 事務所費 ③ 事務費 4 交通費 <u>調査・政策立案費</u> 5 視察・研修費 6 調査委託費 7 資料購入・作成費	8 会議費 9 グループ活動費 10 政策推進等活動費 広報・広聴活動費 11 広報紙(誌)発行費 12 HP作成・管理費 13 政策広報費 14 会費	支払先 
		使用者 (議員名) 篠原里佳	
支出 目的	政務活動補助を行う職員の業務委託費に充てるため		
支出 内容	職員 業務委託費(8月分) (具体的な品名等)		
備考	(按分等) 220000円 50%		
領収書等貼付欄 ※ 領収書は重ねて貼付しない。 ※ 領収書が枠からはみ出す場合は別紙に貼る。			

領収書

発行日 2025/08/31

しのはらりか後援会 御中
〒142-0051
東京都品川区平塚1-1-4
シンシア品川戸越204



下記、正に領収いたしました。

請求金額（税込）
¥220,000

日付	内容	軽減税率	数量	単位	単価（税抜）	税率	金額（税抜）
	8月 業務委託料	※	1	ヶ月	¥200,000	10%	¥200,000

※は軽減税率の対象です。

税率区分	消費税	金額（税抜）
10%対象	¥20,000	¥200,000
8%対象	¥0	¥0

小計	¥200,000
消費税	¥20,000
合計	¥220,000

振込先	
振込期日	

備考
業務委託料は按分し、それぞれ後援会口座と政務活動費口座から50%ずつ充当する。